

赤字で記載しているところに記載してください。

証 明 書

次の対象に関する商業登記規則61条2項又は3項の株主は次のとおりであることを証明する。

| | | | |
|----|------------------|-------------|--|
| 対象 | 株主総会等又は総株主の同意等の別 | 株主総会 | ←株主総会、種類株主総会、株主全員の同意、種類株主全員の同意のいずれかを記載してください。種類株主総会等の場合は、対象となる種類株式も記載してください。 |
| | 上記の年月日 | 平成●●年●●月●●日 | ←株主総会等の年月日を記載してください |
| | 上記のうちの議案 | 全議案 | ←全議案又は対象となる議案を記載してください。総株主等の同意を要する場合は、記載不要です。 |

| | 氏名又は名称 | 住所 | 株式数 (株) | 議決権数 | 議決権数の割合 |
|----|--------|-------------|---------|------|---------|
| 1 | 甲野太郎 | 東京都千代田区... | 400 | 400 | 40.0% |
| 2 | 乙野次郎 | 東京都新宿区..... | 300 | 300 | 30.0% |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |
| | | | 合計 | 700 | 70.0% |
| | | | 総議決権数 | 1000 | |

自己株式等の議決権を有しない株式は記載しません。

ただし、議決権を有していれば、株主総会に出席しなかった株主や議決権を行使しなかった株主も記載してください。

株主の氏名等は、総議決権数に対する各株主の議決権数の割合が高い順に記載します。記載を要する株主の数は
① 議決権の割合の合計が、**3分の2に達するまで**
② **10位に達するまでのいずれか少ない人数の株主**に記載してください。

なお、**同順位の株主が複数**いることなどにより②の**株主が10名以上いる場合は**、その株主全てを**任意の形式の別紙**を作成して記載してください。

種類株式発行会社については、**種類株式の種類及び種類ごとの数**も記載してください。

種類株式の種類は、**登記された名称**を記載してください。

株主全員の同意・種類株主全員の同意の場合には、議決権数の割合の欄の記載は不要です。

総議決権数にも自己株式等の議決権を有しない株式の分は加算しないでください。

| | | | |
|----------|-------------|--|--------|
| 証明書作成年月日 | 平成○○年○○月○○日 | 証明書は、 登記申請人名義 で作成してください(ただし、組織再編の登記の場合には、例外もあります。詳しくは法務省ホームページをご覧ください。) | 登記所届出印 |
| 商号 | ○○株式会社 | | |
| 証明書作成者 | 代表取締役○○ ○○ | | |

※ 商業登記規則第61条第2項
 登記すべき事項につき次の各号に掲げる者全員の同意を要する場合には、申請書に、当該各号に定める事項を証する書面を添付しなければならない。
 一 株主 株主全員の氏名又は名称及び住所並びに各株主が有する株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を含む。次項において同じ。)及び議決権の数
 二 種類株主 当該種類株主全員の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株式の数(種類株主総会の決議を要する場合は、その種類の株式の数)及び議決権の数並びに当該種類株主のそれぞれが有する当該種類の株式の数及び当該種類の株式に係る議決権の数

証明書の作成者の登記所届出印を押印してください。

※ 商業登記規則第61条第3項
 登記すべき事項につき株主総会又は種類株主総会の決議を要する場合には、申請書に、総株主(種類株主総会の決議を要する場合は、その種類の株式の総株主)の議決権(当該決議(会社法第三百十九条第一項(同法第三百二十五条において準用する場合を含む。))の規定により当該決議があつたものとみなされる場合を含む。)において行使することができるものに限る。以下この項において同じ。)の数に対するその有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であつて、次に掲げる人数のうちいずれか少ない人数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株式の数(種類株主総会の決議を要する場合は、その種類の株式の数)及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権に係る当該割合を証する書面を添付しなければならない。
 一 十名
 二 その有する議決権の数の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が三分の二に達するまでの人数